

美浜町告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月26日

美浜町長 山口 治太郎

次の区域の地先の公有水面埋立地10,074.87平方メートルを美浜町
日向に編入する。

大字	字	地番
日向	3号笹田口	42
日向	8号浦江口	17
日向	39号北小船島	14
日向	40号南峠下	43
日向	41号中峠下	25
日向	42号東峠下	43
日向	43号南西町	35
日向	44号北西町	61
日向	45号西中町	44
日向	46号中西町	29
日向	47号中町場	70